

第59回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年2月22日(火) 14時30分～15時55分

場 所 生駒市役所 4階 大会議室

【出席者(敬称略)】

〔委 員〕中川義三、米倉弘幸、吉川仁也、西山信子

(リモートによる参加) 吉川正史、山口宣恭、村岡悠子

〔実施機関〕みどり公園課長：知浦太一、同課係長：粉家立樹、教育総務課長：山本英樹、

同課主幹：牧井望、こども課長：松田悟、同課課長補佐：福山清美、会計課長：三原敦子、

同課課長補佐：楠下崇子、ICTイノベーション推進課長：森康通、同課係長：嶋岡沙耶香、

収税課課長補佐：木原健男、上下水道部総務課長：池田尚謙、同課主任：浅野由紀、

農業員会事務局長：植島秀史、同局主査：増本量俊、

(生駒山麓公園指定管理者) モンベル・あおはに共同体：寺井マネージャー

〔事務局〕総務課長：飯島武暢、同課課長補佐：立田久美子、同課主任：塚美代子

【議 題】

1 【諮問案件1】防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について(みどり公園課)

【諮問案件2】市立小・中学校保護者連絡等システムの導入に伴い、実施機関が保有する電子計算機を事業者が提供するクラウドサーバとオンラインで結合し、児童、生徒及び保護者の個人情報を取り扱うことについて(教育総務課)

【諮問案件3】園支援システムの導入に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて(こども課)

【諮問案件4】伝送サービス「AnserDATAPORT」の導入に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて(会計課)

2 【報告案件1】市税・水道料金・下水道使用料の口座振替データの送受信について、西日本電信電話(株)の通信網であるISDNを利用して(株)南都銀行の管理する電子計算機と結合している接続回線の変更について(収税課、上下水道部総務課)

【報告案件2】農林水産省共通申請サービス「eMAFF」の利用に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて(農業委員会事務局)

3 その他

【審 議 事 項】

1 【諮問案件1】 防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について（みどり公園課）

[結論]

適当なものと認めるが、防犯カメラの運用に当たっては、データの管理は厳重に行うこと。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関であるみどり公園課より、防犯カメラの設置・運用に伴い、本人の同意なく個人情報を収集することについて、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 生駒市が設置している生駒山麓公園の管理運営について、指定管理者であるモンベル・あおはに共同体が行っているが、一部の施設利用者において自己の主張を通すため、また過剰な要求をするために、受付スタッフや対応した職員に対して、高圧的な度が過ぎる行為を行うことがあり受付スタッフ等が恐怖を抱くことがある。
- ・ 実施機関は指定管理者から上記の報告を受け各専門機関に相談したところ、それらの行為の抑止力や証拠とするために防犯カメラ等の設置を勧められたことから、来園者が安心して施設利用ができるよう、またスタッフ等が円滑な施設管理業務を行うことができるよう防犯カメラを設置する。
- ・ 防犯カメラは施設利用者の手の届かないところに設置し、屋外に設置する防犯カメラは、盗難防止のためにデータを保存する記録媒体を職員の退勤時に施設内金庫に保管する。
- ・ 取り扱う個人情報は、個人の容姿の動画及び音声である。
- ・ 審議会からの答申後に導入予定である。

○ 質疑

Q 防犯カメラを2か所に設置されるということですが、野外活動センターの受付カウンターは屋外にあり、そちらの方のみ夜間はSDカードを取り出して金庫の中に保管するということでしょうか。

A 施設外に飛び出して受付を設置しておりまして屋外になります。そちらに行くまでに門扉がありますが、乗り越えようと思えば乗り越えられ、盗難の恐れもありますので、毎夜SDカードは金庫に保管します。ふれあいセンターについては建物で機械警備を行っているため、そのままにしておく予定です。

Q 今回の設置の目的からすると営業時間外は必要ないということですね。

A そうです。

Q 教室や泊りなど夜間の営業もあるので、防犯上からも記録の機械のみ屋外受付横の事務室に取り込むのはいかがでしょうか。

A 録画機能のあるモニターで確認する機械の購入を考えましたが、2つ有線となり線が切れてしまうおそれもあるため、録画がスムーズに行えるSDカードスロットイン一体の防犯カメラを選定しました。

Q 防犯カメラの管理運用に関する要綱（案）第6条第3号の規定では、管理責任者及び操

作取扱者であれば、データ検索、閲覧、複製、持ち出しができるとありますが、データの複製、持ち出しについては、要綱（案）第8条第1項の第1号及び第2号に限定されると考えてよろしいのでしょうか。

A はい、そのように考えております。

Q データは上書きされていくということですね。

A 今考えているのが、営業時間内に撮影を続けていけば、2週間程度で容量がいっぱいになるようなSDカードを考えており、後は自動で上書きされて消去されるものを考えております。

○ 附帯意見

防犯カメラの管理運用に関する要綱に法令の規定に基づく場合の外部提供時以外は、データの複製・持ち出しができないよう明記すること。

【諮問案件2】市立小・中学校保護者連絡等システムの導入に伴い、実施機関が保有する電子計算機を事業者が提供するクラウドサーバとオンラインで結合し、児童、生徒及び保護者の個人情報を取り扱うことについて（教育総務課）

[結論]

適当なものと認めるが、システムの選定に当たっては、個人情報の漏えい等のないよう、常に最新のセキュリティ対策が講じられるかを考慮すること。個人情報の管理については厳重に行うこと。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である教育総務課より、市立小・中学校保護者連絡等システムの導入に伴い、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合について、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 現在、各小中学校と保護者間の連絡方法は、連絡帳や電話、育友会・PTAが契約している一斉メール配信システムを利用しているが、保護者からの欠席連絡について、児童生徒の登校前は電話がつながりにくい状況が発生している。また、新型コロナウイルス感染症による健康観察として、起床時の体温を記録する健康観察カードも紙で行われており、教職員の事務が増大していることから、教職員の負担軽減及び保護者等の利便性の向上のために保護者連絡等システムを令和4年9月から導入する予定である。
- ・ 選定にあたっては、データの暗号化、データセンターやアクセス制御等のセキュリティ対策を規定している仕様書（案）に合致するシステムを選定する予定である。
- ・ 取り扱う個人情報は、児童・生徒の氏名、学年、クラス、出席番号、所属する部活動、体温、疾病等の症状、保護者のメールアドレスである。

○ 質疑

Q 欠席理由等はどこまで考えておられますか。例えば、インフルエンザとかコロナ等急ぎの連絡など、学校として知っておくべき情報については、どのように考えておられますか。

A 新型コロナウイルス感染症の症状の発熱やせき等の項目設定や、備考の自由記述欄に記入してもらう等の対応になると思います。疑いがある項目にチェックがある場合は、担任の教師が確認した時点で個別連絡等の体制をとらせていただくことを考えております。

Q 予算はどのくらいでしょうか。

A 年間で150万円前後くらいです。

Q いつ頃、事業者が決まる予定ですか。

A 基本的には2学期、9月からの運用を考えておりますので、打ち合わせ等が必要となるため、8月までには業者の選定が完了し、8月1日からの契約を予定しております。

【諮問案件3】園支援システムの導入に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（こども課）

[結論]

適当なものと認めるが、システムの選定に当たっては、個人情報の漏えい等のないよう、常に最新のセキュリティ対策が講じられるかを考慮すること。個人情報の厳重な取扱いに努めるとともに、漏えい等のないようアクセス制限等適切に行うこと。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関であるこども課より、園支援システムの導入に伴い、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合について、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 現在、園だよりや園から保護者への連絡文書を印刷して封入作業を行っており、また、保護者からの出欠・遅刻等の連絡電話が集中する時間帯は電話が繋がらないことや園から保護者への緊急連絡についても電話による対応を行っている。園児の登園・降園時間を記録して預かり保育等の保育料の計算等、保育士や幼稚園教諭の業務が煩雑である。
- ・ スマートフォン等を利用した園支援システムを導入することにより、園と保護者間の連絡や文書の送受信等、各自QRコードで登降園時間の打刻が可能になることから、保護者の利便性の向上と保育士や幼稚園教諭の業務負担の軽減、効率化により保育の質の向上及び就学前教育の充実を図る。
- ・ 選定にあたっては、LGWAN-ASPのアプリケーション及びコンテンツサービスの登録、データの暗号化、通信回線やデータセンター等のセキュリティ対策を規定した仕様書（案）に合致したシステムを選定する予定である。
- ・ 取り扱う個人情報は、園児氏名、生年月日、保護者氏名、園・園児・保護者コード、所属園、クラス、メールアドレス、体温、欠席理由（病名等）、園だより用写真等である。
- ・ 早くて、令和4年7月からの開始を予定している。

○ 質疑

Q 全体の予算はどのくらいかと保護者、園で何か敷設等する必要がありますか。

A 全体の予算は令和4年度の初期投資として、1,700万円程度を計上しております。保護者の方にはインターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等の機器があれば通信が可能です。園には登園口にQRコードを読み込ませるタブレットかパソコンを設置する予定です。

Q セキュリティ概要で、LGWAN 接続用パソコン及び教育委員会の担当用パソコンに限定するとともに、アクセスできる職員を制限するとありますが、この端末、或いは職員はかなりの数になると考えてよろしいのですか。

A 保育士・幼稚園教諭、給食担当の正職員とこども課の正職員に限定しております。

Q 取り扱う個人情報の顔写真で個人が特定できないように加工となっていますが、ぼかしが入っているということでしょうか。

A そういう想定をしております。

【諮問案件4】伝送サービス「AnserDATAPORT」の導入に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（会計課）

[結論]

適当なものと認めるが、システムの運用に当たっては、個人情報の保護に努めるとともに、常に最新のセキュリティの向上を図る等適切に行うこと。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である会計課より、伝送サービス「AnserDATAPORT」の導入に伴い、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合について、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 現在、公金の収納及び支払事務に関しては、フロッピーディスク（FD）の他に一部紙媒体を併用し各担当課で作成した各媒体のデータを、本市の指定金融機関に渡して収納及び支払事務を行っている。その媒体の受け渡しについては、人を介して行うため、紛失や盗難の恐れがある他、受け渡しに時間を要する。また、最近ではFDが使用されなくなり、作成する機械についても保守が難しくなっていた。
- ・ (株)NTT データが開発して地方公共団体と金融機関が安全な取引を行うために、金融機関向けに提供しているファイル伝送サービス「AnserDATAPORT」を、指定金融機関である(株)南都銀行が導入することになり、本市においてもこのサービスを使用してデータ伝送を行うこととした。
- ・ 導入するシステムは、行政専用であるLGWAN回線を利用し、通信経路の暗号化や送信者・審査者・承認者の3段階による管理や特定の職員しかログインできないよう限定したIDを付与し、データ漏えい・改ざんを防ぐ仕組み等セキュリティ対策が施されている。
- ・ 取り扱う個人情報は、金融機関名、支店名、口座名義人名、預金種別、口座番号、金額、市県民税指定番号（特別徴収のみ）である。

・導入予定時期は、令和4年9月頃を予定している。

○ 質疑

Q 導入に係る予算の方はどのくらいですか。

A 初期費用はかかりませんが、毎月の通信利用料として、基本料金が月3万円、従量料金が件数が増えるごとに1万円で最高2万円、登録数により1件当たり月100円かかります。

2 【報告案件1】市税・水道料金・下水道使用料の口座振替データの送受信について、西日本電信電話㈱の通信網であるISDNを利用して㈱南都銀行の管理する電子計算機と結合している接続回線の変更について（収税課、上下水道部総務課）

現在、市税や水道料金及び下水道使用料の口座振替データの収受については、西日本電信電話㈱のISDN回線を利用して㈱南都銀行と本市との間でデータの送受信を行っているが、2024年1月にISDN回線が廃止されるため、既に導入済みのLGWAN回線に移行することについて、収税課から報告があった。内容としては、LGWAN回線は、行政専用で信頼性があることや、新たな回線使用料や機器購入等の経費がかからないこと、また、委託業者と専用回線で結合することについては、水道料金等が平成13年に、市税は平成17年に本審議会からの答申で適当と認められていることから、報告案件として説明を受けた。

【報告案件2】農林水産省共通申請サービス「eMAFF」の利用に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（農業委員会事務局）

農林水産省が所管する行政手続に係る申請等をオンラインで行うことができるよう農林水産省共通申請サービス（eMAFF）が整備されたことに伴い、現在、農業者からの農地に係る申請手続きについて書面による受付を行っているが、オンライン申請を可能とする農業委員会サポートシステムを活用することについて農業委員会事務局から報告があった。内容としては、eMAFFに組み込まれている農業委員会サポートシステムを利用するにあたり、農林課からeMAFFについて㈱両備システムズのクラウドアクセスサービスを用いてLGWAN回線で結合することを令和3年議答申個第56号で適当と認められており、今回利用する農業委員会サポートシステムは、既に導入している仕組み（eMAFF）を利用することから、報告案件として説明を受けた。

3 閉会